

市の申告会場

申告会場	とき
市役所会議棟 ※スマホ申告もできます	2月16日(金)～3月15日(金)
明智振興事務所	2月6日(火)～2月9日(金)
串原コミセン	2月13日(火)、2月14日(水)
中野方コミセン	2月19日(月)、2月20日(火)
飯地コミセン	2月21日(水)
笠置コミセン	2月22日(木)、2月26日(月)
武並コミセン	2月27日(火)、2月28日(水)
三郷コミセン	2月29日(木)、3月1日(金)
山岡農村環境改善センター	3月4日(月)～3月6日(水)
岩村コミセン	3月7日(木)～3月11日(月)
上矢作コミセン	3月12日(火)～3月14日(木)

- 申告相談時間(各会場共通)
午前9時～正午、午後1時～4時40分
※平日のみ
- 注意事項
 - ①初日や早朝は、混み合うことが予想されます。事前予約を利用するか、時間をずらして来場ください。
 - ②各会場に対象地域はありません。どの会場でも申告相談できます。

●税理士による無料税務相談

- とき 2月16日(金)～27日(火)
午前9時40分～正午、午後1時～4時
※平日のみ
- ところ 市役所会議棟

事前予約 予約開始日：1月24日(水)

混雑を避け、待ち時間も短縮できます。次のいずれかの方法で予約して来場ください。

①ウェブかアプリで予約

①市ウェブサイトの「恵那市からのお知らせ」「申告相談の事前予約」からアクセスする。



②市公式アプリえ～なびの「予約・申請」「申告受付」からアクセスする。



注意事項

- ①来場希望日の前日午後6時までに予約してください(申告日の前日が日曜日、祝日の場合は前の平日まで)。
- ②当日はインターネットからの予約はできませんので、直接会場へお越しください。
- ③予約時間に遅れると、指定の時間帯で申告相談を受け付けられない場合があります。

②電話で予約

専用ダイヤル

TEL 26-6817 (平日午前8時半～午後5時15分)

注意事項

- ①来場希望日の前日までに予約してください。
- ②電話のかけ間違いに注意してください。

③申告会場で当日予約

受け付け方法

- ①午前8時半から会場にて受け付けを開始します。当日枠の中から、都合の良い時間を選んでください。
- ②混雑を避けるため、相談開始まで時間が空く場合は、再度来場をお願いすることがあります。
- ③都合の良い時間帯がない場合や、定員を超えてしまった場合は、別の日を予約することもできます。

税の申告

申告期限 **3月15日(金)**

問 税務課 ☎ 26-2111 (内線128)



スマートフォンで確定申告

スマートフォン(スマホ)とマイナンバーカードを使って、「e-Tax(電子申告)」にチャレンジしませんか。e-Taxを利用すると、多くの方が来場する確定申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から、24時間いつでも申告書を作成し提出できます。

① e-Tax のメリット

- ・会場に出向かなくても、確定申告期間中は24時間いつでも提出できる
- ・一部の添付書類が省略できる
 - 社会保険料控除や生命保険料控除、寄附金控除などの証明書は省略できます
- ・還付がスピーディー
 - 郵送や窓口で提出するよりも早く還付金が振り込まれます

② 市の申告会場でも

今回から、市の申告会場(市役所会議棟)に、スマホとマイナンバーカードを使った確定申告操作補助コーナーを設けます。このコーナーでは、スマホでの申告の操作を市職員が補助します。必要書類がそろっていれば、その場で申告書の送信まで完了できます。一度覚えてしまえば、翌年以降、会場に出向かなくても自宅から申告できます。この機会に、スマホでの申告を体験しませんか。



分からないところはサポートします

事前予約してから来場もできます

③ スマホ申告に必要なもの

- ・スマートフォン(マイナンバーカード読取対応のもの)
- ・マイナンバーカード
- ・前年の収入金額が分かるもの、各種控除を証明するもの(詳しくは本紙6頁に掲載)

④ 来場する際の注意点

- ①マイナンバーカードを使ったe-Tax申告には、マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードが必要です。パスワードを控えた用紙などがあれば持参ください。
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- ②マイナポータルアプリを自身のスマホにインストールした上で来場ください。
- ③申告会場にwi-fi環境はありません。通信料は自己負担です。

ふるさと納税した方

■ワンストップ特例制度を利用した方

令和5年中にふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方は、確定申告書は提出不要です。

確定申告書を提出すると、特例制度が受けられなくなります。

ワンストップ特例を申請した方が確定申告書を提出

する場合は、確定申告書の寄附金控除額に、全てのふるさと納税の金額を含めてください。

☎・📠 市・県民税＝税務課 ☎ 26-2111 (内線128)
所得税＝中津川税務署 ☎ 0573-66-1202

要介護認定を受けている方

65歳以上で、介護保険制度に基づき要介護1から5もしくは要支援2の認定を受けている方は、身体障害者手帳などを取得していなくても所得税法や地方税法上の障害者控除が受けられます。

この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定書が必要な方は、介護保険被保険者証を持参の上、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務

所へお越しください。本人や同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

市ウェブサイト▶
障害者控除対象者
認定書のページ



☎・📠 高齢福祉課 (西庁舎1階) ☎ 26-2111 (内線163)

中津川税務署からのお知らせ

☎ 中津川税務署 ☎ 0573-66-1202

①確定申告は自宅からスマホで

パソコンやスマホと、マイナンバーカードがあれば、e-Taxで申告できます。申告会場に行かなくても自宅から申告でき、申告書を印刷したり、添付書類を税務署に持参したりする必要もありません。

「自宅からのe-Tax申告」をぜひ利用ください。



◀国税庁LINE
公式アカウント
友だち追加



◀国税庁
確定申告書等
作成コーナー

②確定申告会場のお知らせ

☐開設期間 2月16日(金)～3月15日(金) (平日のみ)

※上記以外の申告相談日は、中津川税務署にお問い合わせください

☐ところ 中津川税務署 (中津川合同庁舎)

☐注意事項

①入場には、入場整理券が必要です。整理券は会場で当日受け取るか、国税庁のLINEから事前に発行してください。

②整理券の配布状況に応じて、後日来場をお願いすることがあります。配布状況は、国税庁ホームページから確認できます。

③会場では、基本的に自身のスマホを使って申告書の作成をお願いしています。

☐スマホ申告に必要なもの

①申告には、マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードが必要です。パスワードを控えた用紙などがあれば持参ください。

・利用者証明用電子証明書 (数字4桁)

・署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁)

②マイナポータルアプリを自身のスマホにインストールしておく、スムーズに申告できます。

申告に必要なもの

①前年の収入を明らかにするもの

①令和5年中の収入金額の分かるもの (源泉徴収票 (給与・公的年金)、報酬等支払調書など)

②収支内訳書 (営業、農業、不動産収入のある方)

※事前に作成してきてください

②各種控除を証明する書類

①社会保険料 (国民年金保険料、国民健康保険料、健康保険料など) の控除証明書

②生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書

③障害者手帳や療育手帳、高齢福祉課が発行する障害者控除対象者認定書など

④寄附金の領収書、証明書

⑤医療費控除の明細書かセルフメディケーション税制の明細書 (どちらか選択)

※事前に作成してきてください (医療費通知を使用する場合は添付してください)

③その他

①市民税・県民税申告書 (市役所から届いた方のみ)

②「確定申告のお知らせ」はがきか封書 (税務署から届いた方のみ)

③マイナンバーカードか、通知カードと運転免許証などの本人確認書類



◀市ウェブサイト
市民税・県民税申
告書提出のページ



市の申告会場では受け付けできない申告

次の申告相談を希望する方は、中津川税務署で相談ください。

☎ 中津川税務署 0573-66-1202

・ 過年分の申告

・ 青色申告

・ 消費税、贈与税、相続税の申告

・ インボイスに関する相談

・ 住宅ローン控除の初回の申告

・ 利子所得の申告

・ 確定申告書の控えに収受印が必要な方

・ 国外に居住する親族について扶養控除などの適用を受ける申告

・ 令和6年1月2日以降に転入した方の申告

・ 仮想通貨の取引による収入がある方

・ 分離課税の申告 (先物取引・山林所得)

・ 譲渡所得 (株や土地等を売買した所得) の申告

・ 繰越損失の申告

・ 雑損控除の申告